

ガス体エネルギー改革勉強会（第8回） 議事要旨

1．日時 平成14年2月18日（月）10：00～12：00

2．場所 （財）エルピーガス振興センター 会議室

3．出席委員

石井（晴）委員長、浅野委員、石井（誠）委員、大内委員、小澤委員、重松委員
末光委員、高須委員、竹澤委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、堀内委員、
牧野委員、丸山委員、村田委員、矢野委員

4．議題

（1）「ガス小売業と安定供給／供給リスク」のグランドデザイン（案）

5．議事次第

（1）開会に続き、事務局芳川課長より資料1、資料2、参考資料に基づき説明があり、引き続き、浅野委員より2010年の販売事業者の姿に関して、〈LPガス販売事業者が公正な条件で天然ガスを販売可能にするには〉「天然ガス供給の新制度について」と題してイメージ提案がなされ、その後以下のような自由討議がなされた。

（石井委員長） 浅野委員の個人的なお考えということだが、かなり幅広く、問題点について論点整理をしていただき、感謝申し上げます。では、自由にご議論を賜りたい。

ガス市場整備基本問題研究会の状況を見聞きしている限りにおいては、必ずしもLPガス業界の意見が一本だとは思っていない。まとまっていかなければ迫力がない。単に井手案を論議する以外に浅野委員の1つの大きな方向、考え方が示されたのだから、このような問題を議論したらいいのではないか。

先行きをまとめなければいけないと感じ、心覚えを作ったので読み上げる。

1番目、ガス事業法改正に臨む基本的な考え方だが、まず基本理念として、第1は規制緩和を行うことが理念である。井手委員がLPガス（小規模導管供給）簡易ガスは一般事業にしろと言っているのは規制強化となる。第2は、不平等な取り扱いの排除。都市ガスおよびLPガスの取り扱いが法制上平等を欠くことがあってはならない。第3は、国際的

整合性の確保。アンバンドリングで、少なくとも販売と導管による輸送は分離する。これは国際的潮流である。

2番目、その理念に基づく基本的認識は、ガス体エネルギーの選択は消費者にあるという認識に立って、ガス体エネルギー供給者が、価格・サービス・保安の面で効率的な競争を行うことである。

3番目、指向する最終目標は、経済規制は完全撤廃することであり、料金規制も何もする必要はない。保安規制は撤廃した方がいいと思うが、社会的規制として必要最小限度ということを経府方針が認めているので、現実的な企業努力でカバーしきれない範囲があれば、必要最小限にとどめる。それが最終目標である。10年後は完全撤廃として動くべきである。

段階的な目標としては、今、国際潮流と合わせたアンバンドリング方式を採用する、導管輸送事業規制のみの導入でとどめる。販売については自由にすればいいと思う。

日本エルピーガス連合会としては具体的に議論している。当面の問題から大局に見ても、小規模導管でLPガス業者にも天然ガスを扱わせると言っているので、方向性は出ているだろう。ただ、アンバンドリングの問題は、長期的な考え方としては話をしているが、株式会社を分割するという問題でもあり、なかなか難しいものがあると思う。

このガス市場整備基本問題研究会のまとめる方向づけが、当初の目的のように10年後の姿をまず描き、そのあとに当面の目標ということになるのかどうかを事務局にお伺いしたい。

(芳川課長) 10年後の姿と当面の改革案であると理解している。

そうすると、論点メモの1. 中長期的な制度改革案についての中で、家庭用需要の自由化について、あるいはセーフティネット措置のあり方についての懸念がなぜ出て来たかということである。うがった見方をすれば、これはすべて競合する相手方の業界の言い分を言っているとしか思えない。

日本エルピーガス連合会の論点メモ～「ガス小売業/安定供給と供給リスク」について～に関する意見等について、を見ていただくと分かると思うが、1. 中長期的な制度改革案について 論点2. 家庭用需要の自由化については、小売部門を業務用と家庭用を含めて

一括して真の自由化を行うべきだ。それによる各種懸念については、L P ガス業界は業界の各種自助努力によって克服している。なぜ都市ガスは出来ないのかと思っている。論点 3 . 市場機能の活用とセーフティネット措置のあり方については、最終保障義務はいらぬ。L P ガスも石油も備蓄しているのだから、天然ガスも同等の備蓄をすべきである。もちろん料金規制は廃止である。業者の再編・統合については事業者の経営判断に任せるのはあたりまえの話である。

日本エルピーガス連合会の主張は自由化に向けて書いているつもりであり、読んでいただければ考え方が分かると思う。

全国エルピーガス卸売協会をはじめ、L P ガス業界としてワンボイスにしていこうという努力はしているが、それぞれの組織体が個別に意見を申し述べるのは当たり前話ではないかと思う。

消費者利益の観点に立って自由化されるということだが、競争の公平性と消費者保護の観点と、この両方を中心に置いた議論がされていると思っている。そもそも自由化の原点や理念などは当たり前話であるが、それを受けて1つの議案、例としてこのグランドデザイン(案)が出されているわけで、これを日本エルピーガス連合会ははじめ皆さんがたたいておられる。行政がそれを聞いてどのようにまとめていただけるかということだと理解している。

L P ガスの世界では認定保安機関の制度や、液化石油ガス設備士という制度が出来、ほかの業者が工事を出来るようにした。規制を緩和する問題を話しているときに、事業の方ばかり議論をしないで、保安も踏まえて議論をしないと、保安ではじき飛ばされたら何もならないと考えている。

(石井委員長) 消費者団体の皆様からも、家庭用需要を自由化した場合、料金が一般ガスの方も不透明になるのではないかというご心配もあるというようなお話があったが、その点についてお伺いしたい。

皆さんは消費者の保護とか消費者の利益を優先するためにご議論をしておっしゃっているが、L P ガスのご議論では皆さんはプロでいらっしゃる。素人の意見との格差が非

常に大きい業界だというのがこの1年間の感想である。

消費者にきちんとした情報の開示を行って欲しい。いまだかつて液化石油ガス法の説明もガス事業法の説明も高圧ガス保安法の説明も、業界・行政からの働きかけは全く無い。

私たちが本当にわからない部分がたくさんある。例えば公益事業者の特典については、今回の資料を見るまで知らなかった。そのようなことも含めて基本的な知識を知らせて欲しい。

L Pガス業界は消費者を味方にして、都市ガス、電気と公平な競争を行っていくことが、勝ちにつながるのではないかと。消費者の意見が本当に一般化すれば、すごい力になると思う。

どこの会合も本当に消費者の参加が少ない。ほんの数人の委員の意見だけが消費者代表の意見になっていいのだろうか。プロの議論だけでは、大きいところや力の強いところが勝ってってしまうのではないかと。そのためにも難しいものではなく、知りたいことを知らせる消費者だけの勉強会も行っていたきたい。消費生活相談員協会でも、国民生活センターでの勉強会でもいいし、まずは行政から、液化石油ガス法から説明してくれたらすごくありがたいと思う。

規制の話のときに、消費者としては、料金の透明化のために開示を求めることについては、規制と考えていない。料金を明確にしていくのは今では常識だと思っている。それをL Pガス業界が規制だと感じるのをおかしいと思う。明確に出せない何かがあるのだからと消費者は受け取る。

L Pガス事業者から「料金は開示している」、「取引の適正化もしている」と言われても、我々消費者には見えてこない。あるべき姿はもちろん理想像として当然あって欲しいのだが、現実とのギャップがあまりにも大きすぎると、あるべき姿は受け入れられない。本当に今、末端で使っている者の声をどのように理解し、これからのあるべき姿にどのようにして近づけていけるかというところがきちんと見えないと、やはりまだ閉じた業界だなと思う。

自由化には基本的に賛成だが、当然私たちが判断する情報が開示されての自由化であり、それには私たち消費者にも自己責任が伴うと思っている。消費者が自己責任をきちんと自覚して契約出来るように、情報開示をしっかりとって欲しい。

(芳川課長) 消費者等に対して説明会をせよということについては、行政として、ただちに出来るところから着手したいと思う。いっそう力を入れてやっていきたい。

LPガス事業者それぞれの業態によって損益分岐点が全く違う。だから価格が違うのはあたりまえであるが、その額によって高い安いの議論が非常に多い。今回も、どの資料を見ても、我々のところへ出てくるガス価格の比較は、エネルギーだけの比較であって、ほかの物価との比較がないということは非常に不満に思っている。

このガス体エネルギー改革勉強会が、LPガスとしてはっきり主張するためには、ここで意見をまとめていった方がいいのではないかとと思う。

消費者に選ばれるエネルギーとあるが、本当に消費者に選ばれるエネルギーになると思っておられるか。これは供給側の議論であって、最終的にどのエネルギーを選ぶかは消費者である。消費機器さえしっかりしていれば最終的にエネルギーはくっついてくるのではないか。

今すでにエネルギーが選択されているのではないかという意味合いがあって、消費機器で選んでいるのではないかという話したが、選べる消費者もいれば、選べない消費者もいる。

ガス市場整備基本問題研究会のご議論も、読んでみてもわからない。10年後を消費者として描けないし、消費者にとって有益かどうか、私たちはやはり自立して考えなければいけないだろう。

LPガスは価格についても自由なので選んでいるわけだが、都市ガスと電気も価格が自由になったとき、逆に希望は持てるのか。持てない可能性もある。もっと寡占的になっていくという意見も皆さんの中にはある。その問題点が何かを消費者としては考えなければいけないと思うが、正直言って今わからないので勉強させていただきたい。

すべて自由化で導管規制だけかけるのがいいと思う。ここで最終目標を決めてきちんと議論すべきだろうと思う。あまり時間がないという感じを持っている。

このガス体エネルギー改革勉強会がLPガス業界一本の考えに統一するというのは難

しいと思うが、1つの方向性を出せたらと思う。

基本的には自由化を行い競争原理を導入するということだと思うが、流れは、規制が強くなってきそうである。その中で、理念のところをもう一度我々業界として押せるかどうか問題である。

10年後のグランドデザインがあって、初めてそれに近づける段階論があるべきであって、それがはっきりしないうちに段階論を論じるべきでないと思う。

私どもの業界がガス体エネルギーの将来の在り方を勉強したり、生活者の方に話したり、議論の場に出ていくことが非常に少なかったと思う。

生活者の方々を全面に入れて議論して方向性を決めていただきたい。それと日本も構造改革をしている中で、せめてエネルギー業界からフェアな市場を作っていただきたい。

透明な料金ということで、都市ガスも電気もきちんと料金表ができているが、その裏の積み上げはものすごく複雑である。そのようなところまで消費者は知りたいと考えているのだろうか。教えていただきたい。

検針と一緒に都市ガスも水道も電気も、料金は小さい字でごちゃごちゃと書いてあるが、消費者全部に渡している。理想は、わかるようにシンプルにしていきたい。最初の契約は基本的に料金がいくら消費者にわかればいい。単価と対価がわかるようにやっていただければいいだけである。

しかし、今、消費者で問題になっているのは供給設備と消費設備の問題であり、いまだに相談される中には現実として、ひどく不透明なものがある。

10年後は小売の中で、LPガスから都市ガスに移っていく構想があるのではないかと思っている。その中で我々が生きていくためには、浅野委員の筋書きは非常にわかりやすいので、これをまとめていただければ一番すっきりしたかたちになるのではないか。

昨年の地方懇談会の中で問題として出てくる話しは、すべてLPガス業界内のトラブルの話であり、お客さんの不信感を招くような行動ばかりである。

元売りも卸も小売も一致団結し、方向を決め、対電力、対石油、対都市ガスというように立ち向かわなければならない。

浅野委員のあるべき姿をベースにして、ガス体エネルギー改革勉強会としても、統一認識を持って、それを使えるようにすべきである。

グランドデザインの結果がどうであれ、10年後に小売が規制緩和された業態を小売の皆さんはすでに思い描いて現実に努力していると思う。

このところ、いろいろな議論の中でLPガスという議論はほとんどないが、ガス市場整備基本問題研究会が始まってからガス体エネルギーという単語が出てきた。ガス体エネルギーという範ちゅうのLPガスということでは非常に期待している。

規制緩和という問題の中で、各企業における規制緩和というのは何だろうと考えたら、企業責任だと私は思う。業界の指導と各企業の動きは必ずしも一致しないということを整理したうえで、規制緩和の行き着くところはどこなのかを、企業対お客様という位置関係で企業の公の責任を整理しないといけない。

スピードが遅すぎるのではないかと思う。10年後にガス体エネルギーの販売事業者はあるのかということについて、私はすごく危機感を持っている。なぜなら、中国地方でも、昨今は新築で電気が6割、ガスが4割になっている。この現実を踏まえ、なぜ消費者がオール電化住宅に行くのかということをもう一度我々も考える必要があるのではないか。

お客様に選ばれるためには、安心・安全・安価が必要なのではないかと思う。ガス体エネルギーに従事する販売事業者は努力しているところもたくさんあるが、残念ながらLPガス業界として1つになっていない。出来るだけ早く1つになり、電力と健全なる競争が出来るような環境を早く整備すべきである。

今までLPガスは業界内部の議論を中心にして行っていたが、今度はガス体という全体のエネルギーに公にさらされてきて、いかに我々の業界が先を見て、海外を見て、あるいは将来のあり方を見て勉強していなかったということが率直に感じられる。今の意見を出来るだけ外に向かって議論していくことが一番大切なのではないかと思う。

LPガス業界はしたたかに自由化をにらんで努力している業者もいる。その観点こそ、これから勉強していかなければいけないと思っている。

これから 10 年先に向けて現実に制度の改正や見直しを行ったとき、当初想定した状況と違うことも出てくるのではないかと思う。状況が違っているようであれば適宜見直しを図り、議論をしていくことが必要でないか。

L P ガス業界全体としてワンボイスになっている面もあるので、もう少しお互いに協調し、進め方をしっかりさせることも必要ではないか。

消費者段階に立脚したことを考えていかないと、本当に選択されるエネルギーにはならないと感じた。

導管が道路を通っていればすべて一般ガス事業だというのは相当議論しなければいけないし、道路の範囲がどこまでかということはこれからの大きな問題だと思う。

私をご提案したいのは、本日の結果も含め、井手案ではなく、もう少し根本的に見直したものをガス体エネルギー改革勉強会の意向とすることである。

これからガス体エネルギー改革勉強会の報告を、委員長に記者会見などをしていただくと、勉強会の意向が広く P R されると思うので、その辺を事務局も考えていただきたい。

法体系は結果論だと思う。保安と一本にするかどうかという議論は最初からする必要などないと思っている。

アンバンドリング体制の法律が前提で、10 年後、それを考えて今どうしたらいいかという議論だけの話で、当面の措置とかいう議論はあまりしない方がいいのではないかと考えている。

今回のガス市場整備基本問題研究会も、スタートのところから、公益事業として電気とともに考える、電気を見ながらやっていくという公益事業の基本的な精神というのがあるので、次回あたりに電気の進み方はどうなっているのかを、事務局よりぜひお聞きかせ願いたい。

(石井委員長) 時間も超過したのでこの辺で討議を終わらせていただく。今、相当重要な問題を抱えているので、出来るだけ早い時期にまたやりたい。

最後に事務局から連絡事項等をお願いしたい。

(芳川課長) 本日はさまざまなご意見をいただき、感謝申し上げます。消費者の方からのお話でも、PRをきちんとしたらどうか、説明をきちんとしろというようなことで、出来るものから着手していきたいと考えている。

業界の関係の皆様方がどちらを向いてどういう思いでご意見をお持ちなのか。業界全体の問題と企業の問題もあるという大変示唆に富んだコメントもあったと思う。10年後を思い描いてすでに行動しておられるLPガス事業者もおられるというのも全く当然の話で、そういう努力をエンカレッジ出来るような体制を作っていきたいと思う。

皆様の意見をこれから1つに統一するのは、はっきりいって非現実的な話でもある。ただ、私も事務局の一員として考えるのは、皆様方の意見も聞きながら、国全体としてエネルギーの供給構造等々も考えながら、どういう骨格を作ることがいいのかということを実現性も含めて考えていくということである。

本日もいろいろな方々からLPガス業界が不透明というお話もあり、この話に限らず、LPガス業界の皆様方に改善を強くお願いしたい。LPガス業界は、自由化の先兵として現状がどうなっているのかという問いかけを受けているということではないかと思う。今回のガス改革に当たり、本当に中心的な課題について、LPガス業界のあり方が問われたとご理解いただいてもいいのではないかと。それについてLPガス業界としてどう答えるかということは、非常に重要である。完全自由化というご主張だが、その際にLPガス業界全体として、どうやって取引の透明性を拡大するかについて、引き続き努力していただきたいと思う次第である。

(事務局) 連絡事項を申し上げます。明後日、20日にガス市場整備基本問題研究会の第3回の小売スモールグループが開催される。次回のこの勉強会については、小売のスモールグループなどでの議論の状況も踏まえながら、進め方についても委員長と相談し、またお知らせしようと思っているので、よろしくお願いしたい。

(石井委員長) 長時間にわたり皆様方からご意見をちょうだいし、本当に感謝申し上げます。以上で本日の勉強会を終わらせていただく。